

商工建設常任委員会会議録

平成29年4月26日

場 所 第5委員会室

平成29年 4 月 26 日 (水曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・東九州メディカルバレー構想特区（再認定）について
 - ・平成28年度の企業立地の状況について
 - ・「新宿みやざき館KONNE」飲食店の公募について
 - ・宮崎県住宅供給公社の資産整理の進捗状況について

出席委員（8人）

委員 長	渡 辺 創
副委員 長	島 田 俊 光
委員	坂 口 博 美
委員	星 原 透
委員	外 山 衛
委員	黒 木 正 一
委員	満 行 潤 一
委員	重 松 幸次郎

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

労働委員会事務局

事務局 長	川 島 達 朗
調整審査課 長	奥 野 厚 子

商工観光労働部

商工観光労働部長	中 田 哲 朗
----------	---------

商工観光労働部次長	佐 野 詔 藏
企業立地推進局長	黒 木 秀 樹
観光経済交流局長	福 嶋 清 美
商工政策課 長	小 堀 和 幸
経営金融支援室長	齊 藤 安 彦
企業振興課 長	河 野 讓 二
食品・メディカル産業推進室長	柚木崎 千鶴子
雇用労働政策課長	外 山 景 一
企業立地課 長	温 水 豊 生
観光推進課 長	岩 本 真 一
オールみやざき営業課長	中 嶋 亮
工業技術センター所長	野 間 純 利
食品開発センター所長	水 谷 政 美
県立産業技術専門校長	林 睦 朗

県土整備部

県土整備部長	東 憲之介
県土整備部次長 (総括)	向 畑 公 俊
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	瀬戸長 秀 美
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	上別府 智
高速道対策局長	前 内 永 敏
部参事兼管理課長	中 原 光 晴
用地対策課 長	河 野 和 正
技術企画課 長	大 坪 正 和
工事検査課 長	巢 山 藤 明
道路建設課 長	上 田 秀 一
道路保全課 長	西 田 員 敏
河 川 課 長	高 橋 秀 人
ダム対策監	金 丸 悟
砂防課 長	米 倉 昭 充
港湾課 長	明 利 浩 久
空港・ポート セールス対策監	有 馬 誠

都市計画課長	中村安男
建築住宅課長	志賀孝守
営繕課長	松元義春
施設保全対策監	楠田孝蔵
高速道対策局次長	城戸竹虎

午前10時3分休憩

午前10時3分再開

事務局職員出席者

政策調査課主幹	西久保耕史
議事課主査	弓削知宏

○渡辺委員長 ただいまから商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在お座りの仮席のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付をいたしております日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることとしたいと考えております。

今申し上げた要領で、執行部の入れかえを行うことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任されたところでもあります。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の渡辺創でございます。

一言御挨拶を申し上げます。8人の委員で1年間活動させていただきますが、県勢の向上につながるようにしっかりとした議論をしていきたいと思っておりますので、執行部のほうでも、ぜひ御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次に委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、串間市選出の島田副委員長でございます。

次に、向かって左側ですが、児湯郡選出の坂口委員でございます。

日南市選出の外山委員でございます。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

向かって右側になりますが、都城市選出の星原委員でございます。

同じく都城市選出の満行委員でございます。

宮崎市選出の重松委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の弓削主査でございます。

副書記の西久保主幹でございます。

それでは、事務局長に御挨拶、また幹部職員の方の御紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○川島労働委員会事務局長 労働委員会事務局長の川島でございます。

委員の皆様には、労働委員会の業務につきまして、日ごろから御理解をいただいております。

ことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。
今後とも、労使紛争を解決するための専門機関として、その役割・機能をしっかりと果たしていけるよう、職員一同頑張っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料1ページをお開きください。

調整審査課長の奥野厚子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。

1の労働委員会の構成であります。

労働委員会は、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者から構成されます合議制の執行機関でございます。委員の数は、公・労・使それぞれ5名ずつの計15名となっております。

委員の任命方法であります。労働者委員は労働組合からの、使用者委員は使用者団体からの推薦に基づいて、また、公益委員は、労働者委員と使用者委員の同意を得て、知事が任命することとなっております。

任期は2年となっており、現在の委員につきましては、名簿のとおりでございます。

次に、3ページをお開きください。

2の業務概要について御説明いたします。

まず、(1)の労働委員会の主な業務であります。

労働委員会は、労働組合法や労働関係調整法などの法律に基づきまして、主に次の①から③の業務を行っております。

まず、①の不当労働行為の審査であります。

これは、労働組合等から、使用者側の不利益取り扱いや団体交渉拒否などといった不当労働

行為に対する救済申し立てがあった場合に、調査や審問を行い、救済命令などを発するものでございます。

次に、②の労使紛争解決のあっせんあります。

(ア)の集団的労使紛争は、労働組合と使用者との間に生じた紛争について、労働委員会が両者の間に入りまして、あっせんなどの方法により解決を図るというものでございます。

(イ)の個別的労使紛争は、労働者個人と使用者との間に生じた紛争について、同じように労働委員会が間に入りまして、解決を図るというものでございます。

次に、③の労働相談であります。

これは、労働者と使用者との間の労働条件などの労働関係に関するさまざまな相談を受け付けてまして、必要な情報の提供や助言を行うというものでございます。

相談の内容によりましては、先ほど申し上げましたあっせんの制度、これを活用しまして、解決に努めているところであります。

次に、(2)の事件数等の推移についてであります。

平成26年度から28年度までの3年間で、新規に申請等があった事件数及び労働相談件数を記載しております。

平成28年度につきましては、不当労働行為審査事件はございませんでしたが、集団的労使紛争あっせん事件と個別的労使紛争あっせん事件がそれぞれ3件、また、労働相談件数は、前年度の約1.6倍の223件となっております。

最後に、4ページをごらんください。

3の事務局であります。1課1担当で、9名の体制となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

ます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○星原委員 労働相談が、この3年間で28年度が約100件も多かったのは、何が原因なんですか。

○奥野調整審査課長 主な要因としては2点あると思います。

まず、1点目が、昨年、政府のほう働き方改革ということで、いろいろ打ち出しをしまして、マスコミ等で大きく取り上げられました。それが、国民、県民の関心を高めた。

また、そのさなかにおいて、電通の若い女性職員の自死ということが判明いたしました。これが、また大きな反響を受けたということで、さらに皆さんの関心が高まったということがあると思います。

2点目でございますけれども、私どもは、従来から労働委員会の認知度の向上に力を入れようということで、昨年は、いろんな団体を直接訪問いたしまして、制度の説明、そしてネットワークづくりに努めてまいりました。その結果が、今回の労働相談の増加につながったものというふうに考えております。

○坂口委員 3ページの②の集団的な場合はあっせん等ですが、個別があっせんのみになってくる。あっせん等には、どういったのが入るのか、この違いは何ですか。「あっせん等」の「等」には、どういうものがあるのかという。

○奥野調整審査課長 「あっせん等」の中には、いろんな紛争解決のために、具体的には3種類ございまして、まず、あっせんでございます。話し合いの場を設けて、いろいろと調整するのですが、特に拘束力はございません。ですから、あっせんをやりましようと言っても、片方が出

ないということも可能でございます。

次に、調停という段階に入ることがございます。これにつきましては、第三者調停委員会というのを設けまして、そこが解決案を提示することになります。

ただし、これにつきましては、解決案を労使双方はのんでものまなくてもいいということになります。

3つ目、仲裁というものがございます。仲裁につきましては、先ほど申し上げましたあっせん、調停、仲裁の中では一番強くて、拘束力も強いものでございます。

これにつきましては、先ほどの仲裁で、第三者委員会が解決案を示すわけなんですけれども、この解決案をのまなければならぬという、非常に拘束力が強いものでございます。この仲裁で終結したものにつきましては、裁判で再度争うことはできないという大きな違いがございます。

○坂口委員 個別があっせんのみとなっているのは、そこなんですか。個別の紛争には、そこまではやっぱり介入できないことになって、あっせんのみしかできないということですか。

○奥野調整審査課長 今までの事例を見ますと、ほとんどがあっせんでございます。最後に調停を行ったのは平成2年の1件で、仲裁につきましては、昭和60年の1件が最後でございます。それ以外は、全てあっせんという形で行っております。

○川畠労働委員会事務局長 補足いたします。お尋ねが、恐らく個別的労使紛争はあっせんだけなのかという趣旨かと思いますが、それにつきましては、実は3ページの上のほう、(1)の主な業務のところ、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律というのが書いてございま

すが、これは、実は平成13年にできた法律でありまして、これまで労働委員会は、不当労働行為の審査と集団的な労使紛争を主にやってきたところです。これまでの組合対企業じゃなくて、労働者個人と企業との紛争がふえてきたということで、こういう法律ができて、それを受けて、私どものほうも②の括弧にありますように、個別的労使紛争への対応をしているところです。

この法律の中で、個別的労使紛争についてはあっせんのみが規定されておりますので、そういうことで、個別的労使紛争についてはあっせんのみを行っているということでございます。

○坂口委員 念のためですけど、あっせん、調停とかに行くことについてはできないという法律、それとも、法律としてはそこらも拘束はしていないということになるんですか。

○川畠労働委員会事務局長 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律については、あっせんのみが規定されておまして、もうあっせんが整わなければ、裁判なり、いろんな手続に進んでいくことになろうかと思えます。

○坂口委員 ありがとうございます。

今度は、(2)の一番下のこの表なんですけれど、この中の、28年度です。それ以前も含めてでいいんですが、まず、これで解決を見たものと継続しているものと、従前から継続してきているものというのは、どんな状態なんですか。

○奥野調整審査課長 それでは、昨年、久しぶりにございました不当労働行為事件につきまして、大まかに御説明したいと思います。事例の紹介でよろしかったでしょうか。

○坂口委員 いや、もう解決を見たものと、何年も続く事案というのもあると思うんです。だから、継続してきている事案と、大体大まかで

いいんですけれどね。

○奥野調整審査課長 私ども労働委員会では、解決するまでの目標期間といったものを定めております。まず、不当労働行為につきましては1年、集団的労使紛争あっせんについては50日、そして、個別的労使紛争あっせん事件については30日という目標を掲げております。

ちなみに実績で申し上げますと、不当労働行為事件、これにつきましては、27年度の実績になります。105日ございました。

次に、集団的労使紛争あっせん事件につきましては、これにつきましては、打ち切りが多かったということも影響はしておりますが、平均32日ございました。

次に、個別的労使紛争の関係でございますけれども、こちらにつきましては、平均28日で終結しております。継続はございません。

○坂口委員 全部解決したということでもいいですね。

○奥野調整審査課長 解決もしくは打ち切りということ。

○坂口委員 だから、そこを打ち切っても、それは、企業なり、労使の間では継続してきていると思うんです。だから、解決できたものが何ぼかなと、今まで解決できなかったものでもいいです。継続してなくっても、どちらでもいいです。

○奥野調整審査課長 例えば、労働委員会で打ち切りとなったケースがございました。一昨年でございましたけれども、その後、労使がもう一度話し合っ、両者でもって解決になったといったケースもございます。労働委員会では打ち切りになったケースにつきましても、その後のフォローといいますでしょうか、どうなりましたかというふうなことをお聞きしております

ので、そういった解決になったとか、現在、今度は法テラスに相談しているとか、そういう情報を得まして、その都度新しいアドバイスとかを行うようにしております。

○川畠労働委員会事務局長 補足いたしますが、手元の28年度の状況で申しますと、実際に解決まで至りましたのは、個別的労使紛争あっせん事件、28年度は3件ございましたが、このうち1件が解決に至りました。

残念ながら、あとの集団的労使紛争の3件、個別的労使紛争のほうの1件を除く2件は、被申請者が不応諾であったり、そういうふうなことで打ち切りになっております。

○渡辺委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって労働委員会事務局を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前10時20分休憩

午前10時22分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会の委員に選任をされました。

私は、このたび委員長に選任をされました宮崎市選出の渡辺でございます。

一言御挨拶を申し上げます。

これから1年間、この8名の委員で審議を行わせていただきます。商工観光労働部は、宮崎県勢の発展・浮揚のために一番鍵となる重要な部だと思っておりますので、しっかりと有意義

な審議ができるように努力をしてみたいと思いますので、執行部の皆様も、お力添え、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が、串間市選出の島田副委員長でございます。

次に、向かって左側になりますが、児湯郡選出の坂口委員でございます。

日南市選出の外山委員でございます。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

右側になります。都城市選出の星原委員でございます。

同じく都城市選出の満行委員でございます。

宮崎市選出の重松委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の弓削主査でございます。

副書記の西久保主幹でございます。

それでは、商工観光労働部長の御挨拶、幹部職員の皆様の御紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○中田商工観光労働部長 おはようございます。商工観光労働部長の中田でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、現在、本県におきましても、地方創生の取り組みを進めておりますけれども、やはり何といても人口減少問題への対応が最大の課題だというふうに考えております。そういう中で、若者がいかに県内にとどまるような環境づくりを行っていくかというのが、非常に重要であると考えております。

そういう意味におきましても、商工観光労働部の果たす役割は、非常に大きなものがあるというふうに認識いたしております。

このため、昨年度からスタートいたしましたみやざき産業振興戦略に基づきまして、付加価

値の高い産業の振興と良質な雇用の確保に向けて、産学官が一体となって取り組んでいるところでございます。

また、海外の成長市場の活力を取り込み、外貨の獲得やビジネスチャンスの創出を図るため、みやざきグローバル戦略によりまして、県内生産品の輸出促進や県内企業の海外進出支援などを行いながら、本県の経済・産業の活性化を図っているところであります。

商工観光労働部では、平成29年度も「燃える！商工観光労働部」をキャッチフレーズに、職員一丸となって一生懸命取り組んでまいり所存でございますので、渡辺委員長を初め、委員の皆様方の御指導、御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、幹部職員を紹介いたします。

お手元の委員会資料の1ページに、幹部職員名簿がございますので、あわせてごらんいただきたいと存じます。

それでは、まず、次長の佐野韶藏でございます。

企業立地推進局長の黒木秀樹でございます。

観光経済交流局長の福嶋清美でございます。

商工政策課長、小堀和幸でございます。

経営金融支援室長、齊藤安彦でございます。

企業振興課長、河野譲二でございます。

食品・メディカル産業推進室長、柚木崎千鶴子でございます。

雇用労働政策課長、外山景一でございます。

企業立地課長、温水豊生でございます。

観光推進課長、岩本真一でございます。

オールみやざき営業課長、中嶋亮でございます。

工業技術センター所長、野間純利でございます。

す。

食品開発センター所長、水谷政美でございます。

県立産業技術専門校長、林睦朗でございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。

商工観光労働部の執行体制についてであります。

商工観光労働部は、本庁は2局6課2室で、出先機関が4機関の体制となっております。

昨年度からの主な改正といたしましては、まず、昨年度までの産業振興課につきましては、幅広い県内企業活動の振興や成長施策を強化する観点から、企業振興課に再編いたしますとともに、課内の施策の総合調整や企業成長関連業務の強化を目的といたしまして、企業成長推進担当を設置いたしております。

また、課内室の産業集積推進室は、現在、県が特に力を注いでおります分野をより具体的にあらわすため、食品・メディカル産業推進室に名称変更をいたしております。

なお、記紀編さん記念事業推進室につきましては、記紀編さん記念事業と国民文化祭の開催準備を一体的に推進するため、総合政策部に設置いたしておりますみやざき文化振興課に移管いたしたところでございます。

次に、資料の3ページをごらんください。

平成29年度の商工観光労働部の当初予算の各課別の内訳であります。

当部全体の予算額は、表の一番下の欄にございますとおり、一般会計及び特別会計を合わせまして427億4,124万3,000円であり、対前年度比では99.5%、約2億円の減となっております。

前年度からの主な変動要因といたしましては、商工政策課におきまして、金融機関の融資残高

の減少に伴い、中小企業融資制度貸付金を3億円減額したことや、企業立地課において、企業立地促進補助金の今年度申請見込み額の減少によりまして、5億円の減額をしたこと、また、オールみやざき営業課におきまして、新宿みやざき館KONNEのリニューアルに要する経費としまして、約4億5,000万を計上したことによる増などがございます。

次に、4ページをお開きください。

平成29年度の商工観光労働部の主な新規・重点事業を「宮崎県総合計画アクションプラン」におけるプログラム別に整理したものであります。

4ページから6ページにかけまして、全体で6つのプログラムを記載しております。

このうち、特に商工観光労働部が主体となって重点的に取り組むプログラムを中心に御説明をいたします。

まず、4ページの1、人口問題対策プログラムのうち、上から2番目の若者にとって魅力ある就学・就業環境の整備であります。特に高校生の県内就職の促進を図るため、県内就職支援員による高校生への情報提供のほか、先生や生徒のみならず、保護者に対しても県内企業の魅力をしっかり伝える必要がありますので、高校生の早い段階から企業説明会の開催等、県内企業を紹介する機会を提供してまいります。

次に、5ページの3、産業成長プログラムのうち、一番上の本県産業や雇用を牽引する成長産業の育成であります。地域経済を牽引することが期待される中核企業の育成に産学金労官一体となって取り組みますとともに、自動車関連産業やICT産業などの成長産業の育成や企業立地の促進に取り組んでまいります。

また、首都圏における情報発信機能や販路開

拓機能等を強化するため、今年度、新宿みやざき館KONNEのリニューアルを行うこととしております。

次に、4、地域経済循環構築プログラムの地域経済の循環促進であります。

本県経済を支える小規模企業の振興を図るため、商工会等の経営指導員のさらなる支援能力の向上のための取り組みを行いますとともに、県内中小企業の取引拡大や連携強化によりまして、地域経済循環を生み出し、本県経済の底上げを図ってまいります。

また、イノベーション共創プラットフォームを本年4月に立ち上げまして、産学官共同研究や企業への技術支援等の強化を図ってまいります。

6ページをお開きください。

5、観光再生おもてなしプログラムであります。

一番上の宮崎ならではの魅力ある観光地づくりでは、マーケティングや観光人財の育成、市場ニーズに対応した戦略的な商品の造成など、宮崎版DMOの構築により、「稼ぐ観光」という新たな視点での観光消費額をふやす取り組みなどを進めてまいります。

また、その下のスポーツの聖地としての「スポーツランドみやざき」の構築では、2019ラグビーワールドカップや2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、市町村と連携いたしまして、引き続き参加国のキャンプ誘致に取り組んでまいります。

以上、私のほうから概要について御説明いたしました。主な事業につきましては、7ページ以降に添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

表紙に戻っていただきまして、目次のところ

でございますけれども、本日は、その他報告事項といたしまして、東九州メディカルバレー構想特区（再認定）についてなど、3件について御説明をいたします。

詳細につきましては、担当課・室長からそれぞれ御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○柚木崎食品・メディカル産業推進室長 それでは、常任委員会資料の43ページをお開きください。

東九州メディカルバレー構想特区（再認定）について御説明いたします。

まず、1の東九州メディカルバレー構想についてです。

本県及び大分県には、血液や血管に関連する医療機器産業が集積しております。その特徴を生かして、産学官が連携を深め、医療機器産業の一層の集積や地域経済への波及、さらには医療分野でアジアに貢献する地域を目指すため、平成22年10月に本県及び大分県の両県で本構想を策定し、取り組みを行ってきたところであります。

次に、2の構想策定からこれまでの取り組みの実績です。

まず、(1)の医療機器産業参入企業への支援です。

参入の促進や取引拡大を推進するために設立した県医療機器産業研究会の会員企業は、昨年度末には79社にふえ、医療機器製造業として新たに登録された業者が9社、医療機器生産額も、平成27年には157億円と増加してきております。

また、(2)の国及び県の医療機器研究開発補助などにより、合わせて18件の支援を行い、右の写真にあります世界初となる自動痰除去シス

テムなどの研究開発が進められております。

さらに、(3)医療機器の海外展開に向けた人材育成支援につきましても、宮崎大学医学部、九州保健福祉大学を中心に、タイにおける取り組みが進展してきているところでございます。

次に、3の東九州メディカルバレー構想特区についてであります。

本県と大分県両県では、本構想に基づいた取り組みを一層推進するため、平成24年6月に、国から地域活性化総合特区計画の認定をいただいております。その計画の終期が昨年度末でありました。

引き続き構想の推進を図っていくため、両県で新たな計画を策定し、3月27日に、今年度から平成33年度までの計画として再認定をいただいたところであり、ただいま説明しましたようなさまざまな取り組みの実績が認められたものと考えております。

4の新たな特区計画のポイントとしまして、対象分野を介護・福祉機器を含む医療関連機器産業にまで拡大し、両県の特色である機器の開発と医療人材の育成について、記載の4つの目標を掲げております。

まず、医療関連機器の市場化件数15件、登録、許可を受ける業者数10社、輸出業者数6社、海外医療技術人材育成数200名であります。

最後に、5の地域活性化総合特区の特例措置・支援措置についてであります。

この特区におきましては、規制・制度の特例措置、財政上の支援措置、金融上の支援措置がございまして、

今後とも、新特区計画の目標達成を目指して、両県の産学官が連携し、国・県の事業を効果的に組み合わせる取り組みによりまして、成長産業として医療関連機器産業の一層の振興に

努めてまいります。

説明は以上です。

○温水企業立地課長 常任委員会資料の45ページをお開きください。

企業立地課からは、平成28年度の企業立地の状況について御報告をさせていただきます。

まず、1の企業立地の目標と実績についてであります。

枠囲みの中にありますように、企業立地につきましては、県の総合計画アクションプランにおいて、平成27年度から30年度までの4年間で、企業立地件数150件、そのうち県外新規50件、最終雇用予定者数6,000人を目標として掲げております。

昨年度は、その2年目でありましたが、実績の欄にありますとおり、2年間における企業立地件数が96件、そのうち県外新規が43件、最終雇用予定者数が3,709人となりまして、いずれも計画期間の目安となります進捗率50%を上回ったところであります。

その下には、参考といたしまして、過去5年間の業種ごとの立地件数・雇用者数の推移を記載しております。

平成28年度の立地件数につきましては、表の右下にありますとおり、過去最高でありました平成27年度の合計47件を更新しまして、49件となりました。

なお、昨年度の立地企業の一覧表は、次の46ページから47ページに添付いたしておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

次に、2の28年度の企業立地の特徴であります。

まず、(1)の製造業については、①に記載のとおり、立地件数は23件で、全体の46.9%と最も多い業種となっております。そのうちフー

ドビジネス関連は10件で、引き続き堅調な立地が進んでおります。

また、②にありますように、昨年度は、炭素繊維強化プラスチック製のジェットエンジン逆噴射装置の部品でありますカスケードを製造し、世界の90%以上を占める日機装株式会社の宮崎市高岡町への立地が決まったところであります。

宮崎工場は、同社の基幹産業、いわゆるマザー工場と位置づけられておりまして、本県の航空機産業の一層の高度化につながりますとともに、子会社の宮崎日機装のもと、段階的に500名の雇用が予定されるなど、今後の波及効果が期待されるところであります。

続きまして、(2)の情報サービス産業であります。①にありますように、立地件数は21件と、前年度に続きまして堅調に推移をいたしております。

特に県外からの新規立地では、全体23件中、情報サービス産業が18件と、78.3%を占めております。

また、②にありますとおり、昨年度の立地地域は、宮崎市が10件であります。日南市に7件と、昨年度から引き続き好調なほか、都城市に3件、さらに小林市でも初めての情報サービス業となるコールセンター企業の認定を行っております。21件のうち11件が宮崎市以外の立地となっております。

このように、立地地域が広がっていくことは、事務系の仕事に対するニーズが多い中で、多様な働く場の提供や地域経済の活性化にもつながるものと考えております。

最後に、(3)のその他ですが、地方への新たな人の流れを生み出し、地方創生に資することを目的としまして、平成27年度から、県外からの本社機能移転や本社機能の強化を県内で行う

企業も立地認定の対象としておりまして、昨年度は1件をこのカテゴリーで認定したところがあります。

今後とも、企業立地の促進を通じまして、多様な仕事と良質な雇用を創出し、若者や女性を含めた県民の活躍の場が、さらに広がるよう取り組んでまいりたいと考えております。

企業立地課からの説明は以上であります。

○中嶋オールみやざき営業課長 オールみやざき営業課でございます。

私からは、新宿みやざき館KONNE飲食店の公募について御報告いたします。

お手元の常任委員会資料の48ページをごらんください。

新宿みやざき館KONNEにつきましては、昨年度に首都圏における情報発信拠点のあり方を検討する中で、現在のKONNEをリニューアルし、機能を強化することとしたところがございます。

その中で、飲食提供機能を強化するために、KONNE内に飲食店を設置し、民間事業者を活用することとし、今回、その運営事業者を公募いたしました。

まず、資料の1の目的でございますが、宮崎ならではの食材やメニューを提供することで、宮崎の食の魅力を直接実感いただいて、本県の食材や加工品の認知度・好感度の向上や消費の拡大を目指したいと考えております。

次に、2の店舗のコンセプトでございますが、店舗のコンセプトといたしましては、「ひなた宮崎の魅力を伝える」というKONNE全体の統一コンセプトのもとで、ひなたの魅力を感じていただける雰囲気や料理を提供してまいりたいと考えております。

また、3の店舗の概要としましては、KON

NEの2階のうち99平方メートルを飲食店部分としまして、客席数につきましては、40席程度を設けることを想定しております。

ターゲットとしましては、バスタ新宿や大型商業施設が隣接している新宿駅南口に立地しているという環境を踏まえまして、20代から40代の女性を中心にサラリーマンや観光客等の消費者としております。

また、メニュー構成としましては、宮崎ならではの定番料理はもちろんですが、県産食材、加工品等を積極的に活用した料理を提供してまいりたいというふうに考えております。

そして、今後のスケジュールでありますけれども、4にありますとおり、4月14日に公募を開始したところがございますが、6月上旬には運営する候補者を選定いたしまして、その後、1階とあわせて実施設計、改修工事を行いまして、3月のオープンを目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了しました。質疑はございませんでしょうか。

○重松委員 お尋ねをいたします。43ページの東九州メディカルバレー構想特区の5番目の地域活性化総合特区の特例措置・支援措置の中の規制・制度の特例措置をもうちょっと具体的に教えていただけませんか。

○柚木崎食品・メディカル産業推進室長 こちらの規制・制度の特例措置といたしましては、例えば、実際に認証前の機器について、臨床試験を行う場合に、それまでは大学医学部の病院内で臨床試験をすることとなっておりますが、これが、企業内で医師の立ち会いのもとに臨床試験ができるということになりました。

○重松委員 ありがとうございます。

じゃあ、もう一点。財政上の支援措置についても、教えていただけますでしょうか。

○柚木崎食品・メディカル産業推進室長 財政上の支援措置としましては、総合特区推進調整費というのがございます。これは、経産省とか、そういった国の国庫補助事業で採択になった場合に、その補助事業で不足する研究開発費をこの特区推進調整費で上乗せすることができるという支援措置でございます。

○重松委員 最後に、別なんですけど、45ページの企業立地上の目標とか、すごく順調に推移しているかと思いますが、このように企業立地が進むための支援として、具体的にはどのようなことをされているのでしょうか。

○温水企業立地課長 基本的には、まず、企業立地促進補助金というのがございます。立地される企業の設備投資の割合や雇用する従業員、社員の割合に応じて補助金を交付しております。基本的に、それがメインになります。

あと2つほどありまして、企業の立地が決まりまして、そして、雇用をするための人材を確保するために、県外と県内を行ったり来たり、何回かされるんです。それとか、広告を打ったりされますので、その費用に対しても100万円を限度に支援を行っております。

あともう一つが、企業立地促進補助金の中のメニューとしまして、要するに企業が入る建物を構築される場合に、現状で若干不足しているような状況があるものですから、その構築される経費の一部を、上限を設けて支援をするといったような制度で、支援を行っているところでございます。

○重松委員 わかりました。

○渡辺委員長 ほかにいかがでしょうか。

○満行委員 新宿KONNEについては、2月議会でも幾つか提案を申し上げて、外観、イメージを見ても、ここにディスプレイを配置してはどうかとか、いろいろ申し上げたんですけども。きょう説明があったのは、飲食店の公募なんですけれど、それ以外の外観、イメージとか内装とかいうのについては、また今後議会にも報告いただけるということでしょうか。

○中嶋オールみやざき営業課長 内容につきましては、今から実施設計を行いますので、その中で、例えば今おっしゃった情報発信機能、サインージとか、そこについても業者と十分検討しまして、今から詰めていきたいというふうに考えております。

○満行委員 18ページの「ものづくり企業海外展開支援事業」でちょっと気になったので、一つだけ指摘をしたいと思うんですけど。事業の目的・背景にある「グローバル化の進展や国内市場の縮小に伴い、県内のものづくり企業においても海外展開を模索する動きが出てきている」というのは、ちょっと何か違うんじゃないのかなと。相当ニーズはあると思うんですけど、「出てきている」、何かここはちょっと。今まで県が、そのニーズを酌み取ってないんじゃないかなと思うんですけど、「県内のものづくり企業においても海外展開を模索する動きが出てきている」、このことについてはどうなのかなと思うんですけど。

○河野企業振興課長 ものづくりのニーズにつきましては、県の工業会とかを通じまして、いろいろ海外進出の話とかというのは聞いているところでございまして、企業さんのほうとしても、おっしゃっているように、県内での事業というのに加えて、やはり県外に物を売っていききたいというようなニーズがあることを踏まえて、

商談会の開催、それから海外の現地視察、このような機会というものをつくる事業でございます。

○満行委員 商工を一言で言うんですけど、商業と工業で、なかなか工業に対する事業展開というか、行政の支援の展開というのは、商業と比べて大分薄いんじゃないかと。予算も少ない、事業も少ないということを知るところから、ぜひ、商工観光労働であれば、やっぱり商業も工業も、海外展開を含めて頑張りたいと思っています。

以上です。

○外山委員 商工政策課の中小企業融資制度貸付金、約340億、これは、毎年予算組みをして、この中から実質どのぐらい貸し出しているんですか。これは、銀行との協調融資でしょう。

○齊藤経営金融支援室長 宮崎県の中小企業金融の融資制度でございますけれども、これにつきましては、委員のおっしゃったとおり毎年、320億円近くを予算化しまして、あと、金融機関と一緒に協調しまして、約900億の融資枠でやっているところでございます。実際、今、金利が日銀のマイナス金利とか、異次元の金融緩和によりまして、金融機関のほうの金利も下がっております。

そういうこともありまして、この融資制度の利用率が若干少なくなっているところでございますけれども、リーマンショックとか口蹄疫の、そういった災害もありますので、セーフティネットという役割も十分果たしていく必要があるということで、こういう制度をつくっているところでございます。

○外山委員 もちろんそれはいいんですけど、実質、今、この中で、ほとんどの金額を貸し出ししているわけ。

○齊藤経営金融支援室長 28年の実績を申しますと、新規の貸し出しが約1,100件です。融資の残高が5,189件で、約380億の融資残高でやっているところでございます。

○坂口委員 オールみやざき営業課に。せんだって事前に説明を受けたんですけど、費用をちょっと詳しく聞きたいんですが、新宿KONNEの2階、99平米の改装には、この4億5,000万の中のどれぐらいが。

○中嶋オールみやざき営業課長 まず、改装費につきましては、29年度の予算額で申しますと、全体で4億5,000万程度なんですけれども、そのうちの実際の拠点のリニューアル整備としましては、3億2,000万を予定しております。

その中には、備品の購入費、あるいは設計費、そういったのも込みでその金額になっております。

以上です。

○坂口委員 99平米の改造に、どれぐらいかかるんですか。工事費です。

○中嶋オールみやざき営業課長 今の時点での設計費込みの金額になりますけれども、2億6,000万程度で見積もっております。

工事費だけで申し上げますと、ざっくりですが、今の見積もりでは、約2億5,000万を見込んでおります。

○坂口委員 すると、平米が250万ぐらいということになるんですか。

○中田商工観光労働部長 今言った2億5,000万というのは、あくまで概算で、これから一応実施設計をやっていきますので、当然変わっていきます。

それで、坂口委員がおっしゃったように、2階だけの部分というのは、まだわからないんです。だから、1階、2階を合わせた金額が、多

分これぐらいになるんじゃないかという概算として、今、2億5,000万ぐらいを一応想定しています。これから具体的に実施設計をする中で、先ほど言いましたデジタルサイネージをどうするかとか、そういうので変わってきますので、これから一応詰めていく形になろうというふうに考えております。

○坂口委員 どちらでもいいんですけど、平米の工事費を大体どれぐらい見込んでいますか。いや、感覚的に高いなという気がするんです。概算の要求のときで、大体どれぐらいを見込んでいるのか。

○渡辺委員長 今、出そうですか。

○中嶋オールみやざき営業課長 本件の設計につきましては、先ほど部長が申し上げたとおり、今から実施設計をしまいきますので……。

○坂口委員 その後のことは聞いていないんです。予算をとったときに、平米何ぼぐらいという概算で予算要求をやっていると思うんです。だから、そのところで、どういう考えで、アバウト、平米何ぼぐらいだということと。その中で、特に目玉となる2階の厨房づくり、レストランづくり、これをどれぐらい見込んだかということから出して、出なけりゃ全体でもいいんですけど、平米どれぐらい、坪どれぐらい。尋ねている根拠というのは、高いなというのがあるんです。だから、結果的に競争性をどう導入していくのかなというところを尋ねたいんだけど、まず、その入り口です。

○中嶋オールみやざき営業課長 2階だけというのは出ていないんですが、全体の積算で申し上げますと、坪で約350万円で見込んでいるところでございます。

○坂口委員 やっぱり坪350万やったら、ちょっと感覚的に高いなと。改造でしょう、ビルをつ

くるわけじゃないんでしょう。リニューアルをやると、坪当たりで350万改修費がかかる。えらい高いんですけど、事前、それなりの説明、特別な場所だし、持ち主の関係で、こちらの意向どおりの入札の手法がとれないんだということはあったけれども、やっぱり公金の支出ですよ。そこには、その中で選ばれる最大限の競争性は導入しなきゃならん。それが許されない契約なら、それをやっちゃならんということで、そこらのところの整理を聞きたいんです。今後どうやってそこに費用の節約、よいものをより安くということにどう行かれようとするのかなというのと、なぜこんなに高い金額が見込まれるのかということ。よほど特殊な建物になるのかなと、そこらがわかるような説明が欲しいなと思うんです。

○中田商工観光労働部長 今、委員がおっしゃったとおり、予算がこれだけあるから全部使わないといけないとか、そういう感覚は、もちろん我々にはなくて、一つは、入り口もちょっと変えようと思っているんですけど、あとは、できるだけ県産材を使って、やっぱり宮崎らしくしたいというふうに思っています。

その中で、本当にどこまで必要かというのは、これから実施設計をする中で精査をしていって、できるだけ予算の範囲内で抑えていくという努力は、当然してまいりたいというふうに考えていますので、お金をたくさん使おうということではなくて、やっぱり県民の税金ですので、しっかりと効率的・効果的な予算の執行に努めていかないといけないというようには考えております。

また、いずれにしても、随時御報告するような形でやっていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○坂口委員　そこらも含めて答弁されたんでしようけれど、まず、予算編成のときは、重点性、優先性ですよね。だから、ある程度の金を持っておいて、後で節約するんですわというのは、これは、予算編成上、許される手法じゃないと思うんです。かなりシビアに詰めて、そして、次の順位まで予算編成の時点で組めるように。金がないからごめんなさいというやり方というのが、優先性というやり方ですから、重点性、優先性を見ながら、予算、シーリング方式をとっていきますというのが基本だから。

だから、今の考え方は、ちょっとまずいんじゃないかと思うんです。アバウトでいただいて、後で節約するんですわというのは。だから、節約して、これだけの予算が必要だということになっていかないと。そうすると、やっぱり単価調査とか市場調査をやったからの予算要望になると思うんです。こういうものをつくろうとすれば、これぐらいの予算がかかるよなというのが。安全をちょっとかけて、執行の時点で節約していくというか。

ただ、今の説明では、それにしても高いなって感覚がするんです。坪単価が、三百何十万といたら、僕らの感覚からは、かなりの高度なもの、全体の新築ができるぐらいの単価だなと。

だから、ここには今後、かなり節約の工夫というもの、入札のあり方も含めてやっていく必要があるんじゃないかなと。だから、そこにどんな考え方を持っておられるか。まず、これの予算を組まれたときに、かかるものだなという感覚を持たれたかどうか。びっくりするぐらいかかったからには、それなりに納得できるような節約の仕方を、その中に工夫していかないかなという腹を持っておられるかどうか、そのところだけでもいいんです。

○中田商工観光労働部長　私どもは、もちろんアバウトで要求したわけではございませんで、最近のほかのアンテナショップのリニューアルの例とか、周辺の工事の状況とか、そのあたりを踏まえて、当然、予算を今回計上させていただいたということでありませう。

新しく建てるわけではありませうので、私自身も、結構お金がかかるんだなという認識は、当然持っております。

先ほど言いましたけれども、そういう中で、必要な予算というのは当然かけていけないといけないというふうに私は思っておりますけれども、それと、宮崎らしさ、宮崎の情報発信拠点の位置づけということでございませうので、そういう機能をしっかり備えるためにも、宮崎らしい建物、内装にしていきたいという気持ちもございませう。

そういう中で、やらないといけないところはしっかり予算をかけてやりますけれども、それが節約できるところについては、当然、しっかり検討してやっていきたいというふうに考えております。

○坂口委員　それは、もう当然のことで、必要なものはやっぱり必要なもの、かけるべきものはかける。

ただ、その中で、こういったものをつくるということが決まった時点で、今度はそれを執行する時点で、いわば契約に至る過程、入札の過程、ここで入札の手法に限界があるというようなことも聞いていますので、許される範囲の中での一番節約につながる、そして品質が確保できるというやり方を今後考えていく。

だから、これが小さい金額なら、1%節約しても、金額的にその高だけでそのものを判断しちゃいかんけれど。ところが、ここでこれだけ

のかなり高度なもの、高価なものをつくるというときは、少々の工夫でかなりの節約ができる可能性というの、十分そこにあるんじゃないかなと思うものだから。

くどくなりますけれど、高いなという感覚がある。高いなと思ったからには、今度は、これを納得できるように努力する責任がある。その結果が必ず出てくるだろうということを期待しています。これは、もう答弁は要りません。

○星原委員 今、坂口委員から出ましたが、私も、これは非常に高いなと思うんです。というのは、私も、店舗のこともやっていましたんで。2階はレストランなんで、多少、厨房やいろいろんなことかかるとは、多分、1階はいろいろな物を並べる棚とか、そういうのをつくるだけの感じになってくると思うんです。

そしたら、これが99平米、30坪、上下でも60坪なんです。60坪掛けるさっきの350万が、店舗のほうも上も合わせても、大体2億5,000万とかという話でしたけれど、2億ちょっとで計算するとそれぐらいなんですよ。

そして、この上にまだ年間、月々かわかりませんが、家賃の契約がありますよね。そこまで計算したときには、かなり高いものになって、普通、商売として民間の人がこういう店舗をやったときに、それだけの家賃と、それからこれだけかけたときに、仕事というか、飲食店として成り立つかということ、多分成り立たないんです。40席のテーブルで、普通計算するときは、椅子が何ぼで、何回転して、1日どれぐらいの数が入ったときに、出す単価がどれぐらいで、利益を見たときにどうなるかと、そこまで計算してやるんです。1席当たり何回転するかで、1日の売り上げが幾らというのは決まってくるから。客単価を幾らで出すのかにもよるんだ

けれど。

ただ、宮崎のPR館ですので、宮崎県の食材を使うという意味はわかるんですけど、最初に余りそういうふうにしてかけちゃうと、これは、予算的には、坪350万という、すごい金額なんですよ。だから、どこでデータをとられたのか、とった会社のそのデータがあれば、そういうのを教えてもらおうと。今、新宿あたりの店舗でどれぐらいの、坪当たりの単価でやっているかというのを本当に調査されているのかなと、私から見ると、ちょっと疑問があるんで。多分、家賃まで合わせたときには相当な経費に、負担になって、幾らPRする、宮崎をアピールするといっても、ちょっとかけ過ぎになるんじゃないかなと。

だから、最初にそういう枠をとっちゃうと、どうしてもそれに合わせた形のやり方になるんで、設計屋さんにしても、工事屋さんにしても、こういう数字が表へ出てくると、それを目指した形で、高価なものを多分逆につけてしまったりとか、そこまでのものが、レストランというか、店舗で必要かというものまで考えないと、高い買い物になっちゃうんじゃないかなというふうに思いますので、その辺も十分に判断して。

やっぱり取りかかるんなら、もう来年の3月なので、1年しかないんで、そういうところを見越して、最初の段階でその辺をびしっと精査したほうがいいのかというふうに思いますので、後で出てくれば。その辺は計算されたほうがいいんじゃないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○中田商工観光労働部長 ありがとうございます。そういう御意見を踏まえて、我々としても、これから実施設計に入っていきますので、しっかり検討をしてやっていきたいと思っております。

す。また御指導、御支援をお願いしたいと思います。

○渡辺委員長 よろしいですか。この件、もし関連ありましたら。

ほかはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして商工観光労働部を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

午前11時11分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

一般の臨時県議会におきまして、私ども8名が商工建設常任委員会委員に選任をされました。

私は、このたび委員長に選任をされました宮崎市選出の渡辺創でございます。

一言御挨拶を申し上げます。先ほど申しましたように、8人で、1年間の委員会審議を行わせていただきます。県土整備部は、まさに県民の皆さんの暮らしや命を守ることに直結する基礎・基盤をつくる重要な部門だというふうに思っておりますので、有意義でかつ効果の大きい審議をしてまいりたいと思っております。執行部の皆様におかれましても、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の隣が串間市選出の島田副委員長でございます。

向かって左側になりますが、児湯郡選出の坂口委員でございます。

日南市選出の外山委員でございます。

東臼杵郡選出の黒木委員でございます。

右側になります。都城市選出の星原委員でございます。

同じく都城市選出の満行委員でございます。

宮崎市選出の重松委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の弓削主査でございます。

副書記の西久保主幹でございます。

それでは、県土整備部長の御挨拶、幹部職員の皆様の御紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○東県土整備部長 県土整備部長の東でございます。どうぞよろしくお申し上げます。

私どもが所管しております業務は、安全で安心な生活を確保するため、防災力の強化や減災対策を行うとともに、東九州の新時代を見据えた社会資本の整備を初めとする県勢発展の基盤となる県土づくりを進めていくことであります。

職員一丸となって、県土整備行政の推進に取り組んでまいりますので、委員の皆様におかれましては、御指導、御支援のほどよろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

まず、説明に入らせていただきます前に、お礼を申し上げます。

先月18日に開催しました「みんなで築く美しい宮崎づくり in 堀切」、また、同月25日の東九州自動車道の門川南スマートインターチェンジ及び同月28日の日南市の国道448号夫婦浦工区の開通式におきましては、お忙しい中、県議会から御出席を賜りましたことを、この場をおかりしましてお礼申し上げます。

今後とも、高速道路の早期整備を初め、国県道などの地方創生を支える基盤整備や、県民の安全・安心な暮らしを確保するために必要な社会資本整備の推進に向けて、全力で取り組んで

まいりたいと存じますので、引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、委員会資料によりまして御説明いたします。

最初に、幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております委員会資料の1ページをお開きください。

時間の関係もありますので、課長級以上について紹介いたします。

まず、総括次長の向畑でございます。

道路・河川・港湾担当次長の瀬戸長でございます。

都市計画・建築担当次長の上別府でございます。

高速道対策局長の前内でございます。

部参事兼管理課長の中原でございます。

用地対策課長の河野でございます。

技術企画課長の大坪でございます。

工事検査課長の巢山でございます。

道路建設課長の上田でございます。

道路保全課長の西田でございます。

2ページをごらんください。

河川課長の高橋でございます。

ダム対策監の金丸でございます。

砂防課長の米倉でございます。

港湾課長の明利でございます。

空港・ポートセールス対策監の有馬でございます。

都市計画課長の中村でございます。

建築住宅課長の志賀でございます。

3ページをお開きください。

営繕課長の松元でございます。

施設保全対策監の楠田でございます。

高速道対策局次長の城戸でございます。

出先機関の幹部職員につきましては、3ページ中段以降に記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、県土整備部幹部職員の紹介を終わります。

次に、県土整備部の所管業務等につきまして御説明申し上げます。

まず、組織についてであります。5ページの県土整備部行政組織表をごらんください。

本庁が12課1局、出先機関が14事務所の体制にて、県土整備行政の推進に取り組んでまいります。

枠で囲んであるところが、昨年度からの変更箇所となりますが、下のほうの都市計画課におきましては、これまでの県土美化推進担当を美しい宮崎づくり推進条例の制定に合わせまして、美しい宮崎づくり推進担当に名称変更しております。美しい宮崎づくりを推進するため、万全の体制で取り組んでまいりたいと存じます。

また、建設技術センターでは、担当業務の見直しに伴い、担当名を変更しているところでございます。

なお、県土整備部各課・局の分掌事務につきましては、6ページから7ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

次に、県土整備部の平成29年度当初予算について御説明いたします。

8ページをごらんください。

平成29年度県土整備部当初予算の概要でございます。

今年度の当初予算につきましては、右から2列目の太枠で囲んでおりますCの欄をごらんください。

一般会計で、下から5段目でございますが、698

億674万円、特別会計で、下から2段目でありませんが、13億5,603万3,000円、部予算合計では、一番下の段であります。711億6,277万3,000円となっており、この額を昨年度の当初予算と比較しますと、その右の欄ですが、部予算合計で、対前年度比99.6%となっております。

続きまして、13ページから15ページにかけて、当初予算に係る事業などの宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」アクションプランに関連する事業を示しております。

また、16ページ以降には、平成29年度の主な新規・重点事業につきまして、新規事業「美しい宮崎づくり推進事業」などの概要を添付しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

最後に、その他報告事項でございますが、宮崎県住宅供給公社の資産整理の進捗状況につきまして、建築住宅課長から説明させます。

私からは以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○志賀建築住宅課長 建築住宅課でございます。委員会資料の20ページをお開きください。

宮崎県住宅供給公社の資産整理の進捗状況について御報告いたします。

まず、1の概要でございますが、宮崎県住宅供給公社につきましては、将来的な解散を見据え、段階的に事業を縮小することとして、平成26年度から28年度を計画期間とします宮崎県住宅供給公社資産整理計画を定めまして、順次、資産の整理に取り組んでまいりました。

次に、2のこれまでの取り組みであります。公社は、平成28年度末までに、建物資産につきましては、公社ビルを除く全てのもの、内訳といたしましては、賃貸住宅等16棟183戸や、スーパーマーケット3店舗を含む賃貸店舗等14棟の

処分を完了し、また、土地資産につきましては、権利関係の整理に時間を要する土地等がありますことから、公社ビル敷地及び減歩資産を除きまして、82.8%の処分状況となっております。

このため、公社におきまして、資産整理計画の計画期間を1年延長し、残る資産の処分を行うこととしたものでございます。

なお、減歩資産と申しますのは、地方住宅供給公社会計基準の用語でありまして、下の米印にお示ししておりますが、宅地造成に伴うのり面の一部分のように、公社の事業活動に関して生じた、譲渡または賃貸のいずれも不能または困難と認められる土地資産のことでございます。

最後に、3の今後の対応でございますが、住宅供給公社に対しまして、残る資産の処分方法等の助言・調整を行うとともに、的確な進捗管理を行わせ、平成29年度末までの資産処分の完了を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○渡辺委員長 ありがとうございます。

執行部の説明が終了いたしました。質疑はございませんでしょうか。

○星原委員 17ページに「河川パートナーシップ事業」と書かれているんですが、説明ではなかったんですけれども、どこの河川敷もかなり草がほこっていて、地域の人たちと連携をとって、今、やられている事業なんです。それだけで間に合っているのかなと思うと、地域の中も高齢化になって、なかなか草刈りとかそういうのができる状況にこれからなっていく。自治会あたりで我々が、8月の盆前には集落の中で、道路の周りの草払いとかいろんなことをやるんですけれども、私の地域でいけば、70代前後が中心で、40代、50代の人なかなかいないんです。

そうすると、やっぱり草刈りというのは機械なんで、滑ったりするとけがをしたりするおそれもあるわけですよ。ですから、今後、この管理の仕方というのは、非常にその辺のところをどうやっていくのか、考えていかないと厳しいのかなど。やりたくても、もう年齢が高齢になってきているんですが、今後、その辺のところの取り組みというか、そういうことについての考え方というのはどうなんですか。

○高橋河川課長 今、委員のおっしゃられました問題というのは、我々も十分認識しているところでございまして、地元の方でやっていただいていたところができなくなると、通常でいきますと業者さんに委託するというやり方になるんですが、それではやはり費用がかかり過ぎる面がございまして、ことしから企業等にアダプトでやっていただくという取り組みを始めたところでございます。

今後は、そういったことに取り組んでいただく企業をふやして、経費が上がらないような努力をしながら、今まで地元でやっていただいたところを含めて、企業のほうにお願いできる、そういった展開をやっていきたいと思っております。

○星原委員 それともう一点、河川の中にいろいろ堆積土砂がたまっていて、そこにもヨシやいろんなのが繁茂しているんです。

だから、冬場なんか、あの辺は大雨が降ったときは、いろいろ大変で、ああいうところは、もう今は焼却できないんで、産廃で出さなくちゃいけない。大変だと思うんですけど、本来は、あれを冬場に枯らして、ためて河川の中で燃やすことができれば、まだいいと思うんですが、それがなかなかできない。河川の中に生えているそういうヨシとかいろんなものもやっぱりど

うにかしないと、景観を見たときには、あんまりいい形じゃない。

また、管理がされていれば、竹なんかも、結構、きれいに生えている分にはいいんですけど、河川を見たときに、非常に景観の悪いところもあるんで、その辺のところも、また今後いろいろ検討いただければありがたいなというふうに思っています。

○高橋河川課長 今いただいた意見も十分参考にしながら、今後の取り組み方というのを、引き続き検討していきたいと思えます。

○星原委員 お願いします。

○渡辺委員長 よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって県土整備部を終わります。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時29分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

4月18日に行われました委員長会議の内容について御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認をいたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてです。

定例会と定例会の間に、原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には適宜委員会

を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求については、委員から要望があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容です。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、もう一つが、報告の署名は委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材についてです。

取材は、原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容であります。委員会は、採決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分かれております。

アの県内調査についてですが、4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものであります。

2点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものでありますので、後日回答する旨等の約束は行わないということでもあります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできるだけ避けるというものであります。

4点目ではありますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものですが、

県内での調査先の選定が困難であり、かつ県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてですが、詳細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、お目通しをいただきたいと思っております。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう、どうか御協力のほどよろしくお願いいたします。

確認事項等について、何か御意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりとなっております。

活動計画案にありますとおり、県内調査を5月に実施する予定ですが、日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様の御意見を伺いたいと思っております。

参考に、お手元に資料として、調査の実施状況——これまでの数年間の調査の状況です——と、県内調査の調査先候補を配付をいたしております。

調査先等につきまして、御意見、御要望等がありましたら、お出しをいただきたいと思っております。

また、県外調査につきましても、御意見、御要望等がありましたら、あわせてお出しをいただきたいと思っております。

暫時休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時37分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

県内調査の日程、調査先等につきましては、
ただいま休憩中にありました御意見等も参考に
しながら、正副委員長に御一任をいただくとい
うことで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのようにさせてい
ただきます。

その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 ほかに何もないようでしたら、
本日の委員会を終了したいと思います。よろ
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして、
本日の委員会を終了いたします。

午前11時37分閉会